

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

路線名	吉場安行東京線
供用開始の区間	川口市大字安行原字中郷一八六七番二地 先から 同市大字安行原字中郷一八四二番一地先 まで
供用開始の期日	平成二十八年三月二十五日
備考	平成二十七年十月十三日付け、埼玉県さいたま 県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延長一八・七四メー トル